

# 第十六回国参議院文部委員会會議録第一二号

昭和二十八年六月二十三日(火曜日)午前十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君  
理事 木村 守江君  
高木 正夫君  
八木 秀次君

委員 御木 亨弘君  
吉田 萬次君  
杉山 昌作君  
高橋 道男君  
安部キミ子君  
深川タマエ君  
長谷部ひろ君

## 政府委員

文部政務次官 福井 勇君  
文部省大学 学術局長 稲田 清助君  
文部省管理局長 近藤 直人君  
事務局長

## 説明員

常任委員 竹内 敏夫君  
会専門員 工業 英司君  
会専門員  
文部大臣官 房総務課長 福田 繁君

本日の会議に付した事件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

第七部 文部委員会會議録第二号

## 閣送付)

○大日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○教育、文化及び学術に関する一般調査の件(今期国会提出予定法律案に関する件)

○委員長(川村松助君) それでは文部委員会を開会いたします。

先ず国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、福井政務次官の説明を求めます。

○政府委員(福井勇君) 只今議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申しあげます。

この法律案は、国立大学の学部、附置研究所その他の施設の施設並びに国立短期大学の施設等について所要の規定を設けると共に、国立大学に置かれる職員等の定員を昭和二十八年年度予算に計上した定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものであります。

次に、内容の概要について申し上げます。

改正の第一点は、国立大学の学部の分離独立と新設に関するものであります。北海道大学及び大阪大学の法経学部を法経学部と経済学部、奈良女子大学の理家政学部を理家政学部と家政学部、富山大学の文理学部経済学科を経済学部とそれ、分離又は独立させ、又広島県立医科大学を国立の広島大学

に合併してその医学部といたしておきます。

改正の第二点は、国立短期大学の施設に関するものであります。群馬大学工業短期大学部ほか四つの国立短期大学を新設することといたしてあります。

改正の第三点は、大学附置研究所の新設であります。東京大学に応用微生物研究所を、又、岡山大学に農業生物研究所を新設することといたしてあります。

改正の第四点は、国立大学の共同利用の施設の新設に関するものであります。東京大学に宇宙線観測所を、又、京都大学に基礎物理学研究所を新設することといたしてあります。

改正の第五点は、国立大学の学部附置の施設又は研究施設の新設に関するものであります。北海道大学外十六の大学に、それぞれ学部の附置として、臨海実験所、農場及び家畜病院等を新設することといたしてあります。

改正の第六点は、国立大学に置かれる職員等の定員を昭和二十八年年度予算に合うように改正しようとするものであります。

改正後の定員は、国立大学合計六万一千二百九十四名となり、本年度当初に比し百五十五名の増加となっております。この増加は主として広島大学医学部及び研究所の設置に伴うものであります。このほかに短期大学及び学

部附置の研究施設の設置等に伴うものも含まれております。

以上申し上げましたのが本法案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上速やかに可決下さるようお願いいたします。

○委員長(川村松助君) なお、稲田大学学術局長から補足御説明申し上げます。

○政府委員(稲田清助君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案の内容につきまして補足して御説明申し上げます。

先の第十五国会に国立学校設置法の一部を改正する法律案を政府から提出して御審議願いましたが、解散の結果不成立となつたため、そのうち緊急を要する部分に参議院の緊急集会で議決された法律第二十五号として公布されました。只今議題となつております法律案は、この第十五国会に提出したもののうち緊急集会において議決されたものを除いた残余の部分に改めて提出したものであります。従つてこの内容は、前回提出のものと同段階の変更はございません。

以下逐条的に御説明申し上げます。

改正の第一点は、第三条の大学の学部の表の改正であります。これは旧制の課程の廃止と学部の新設に関するものであります。先ず、東京工業大学附置高等工業教員養成所を削りますのは、これまで旧制の学生が在学しているために新制の東京工業大学に包括されて課程として残つておりましたの

が、学年進行により昭和二十七年年度限りで最終卒業生が課程を終了いたしましたので、廃止するものであります。

同じく第三条の表中で、五つの大学について学部の新設をしてありますが、これは、既設の学部の学部の充実に伴い分離独立するものと、公立大学の合併によるものであります。先ず学部の充実に伴い学部として分離独立するものは、七つの学部であります。即ち北海道大学及び大阪大学の法経学部は法経学部と経済学部に、奈良女子大学の理家政学部は理家政学部と家政学部に、富山大学の文理学部経済学科は経済学部にそれぞれ当該学部を構成する学科の充実に伴つて学部として分離独立することといたしました。

次に、公立から国立に移管するものとして、広島県立医科大学を広島大学に合併してその医学部といたしました。

改正の第二点は、第三条の三の国立短期大学の表を改正して次の五つの短期大学の施設について規定したことであります。

即ち、群馬大学工業短期大学部、電気通信大学短期大学部、静岡大学工業短期大学部、滋賀大学短期大学部及び山口大学工業短期大学の五つであります。いずれも夜間において授業を行う修業年限三年のものであります。

改正の第三点は大学附置研究所の新設に関するものであります。東京大学に応用微生物研究所を、岡山大学に

農業生物研究所を新設するため第四条の表の一部を改正いたしました。農業生物研究所はこれまで岡山大学農学部附属の農学研究施設でありましたものを充実に大学附属の研究所としたものであります。

改正の第四点は、第四条に第二項を新たに追加、国立大学の共同利用の研究施設として、東京大学に宇宙線観測所を、京都大学に基礎物理学研究所を新設することとしたことであります。

後者の基礎物理学研究所は、湯川記念館に設置するものであります。なお共同利用の研究施設と申しますのは、特定の大学に附置してその大学の管理下におくものではありませんが、その利用関係は当該大学のみならず広く同一学問分野を専攻する者の共同利用にあてようとするものであります。

改正の第五点は、第五条の学部附属の教育施設又は研究施設の新設に關するものであります。これを列挙いたしますと次の通りであります。

- (1) 牧場 二
  - 北海道大学農学部
  - 東京大学農学部
- (2) 農場 一
  - 広島大学水畜産学部
  - 家畜病院 十
  - 北海道大学獣医学部
  - 帯広畜産大学農学部
  - 岩手大学農学部
  - 東京大学農学部
  - 東京農工大学農学部
  - 岐阜大学農学部
  - 鳥取大学農学部
  - 山口大学農学部
  - 宮崎大学農学部
  - 鹿児島大学農学部
- (3)
  - 北海道大学獣医学部
  - 帯広畜産大学農学部
  - 岩手大学農学部
  - 東京大学農学部
  - 東京農工大学農学部
  - 岐阜大学農学部
  - 鳥取大学農学部
  - 山口大学農学部
  - 宮崎大学農学部
  - 鹿児島大学農学部

- (4) 診療エックス線技師学校 一
  - 東北大学医学部
- (5) 脳研究施設 一
  - 東京大学医学部
- (6) 農村厚生医学研究施設 一
  - 東京医科大学
- (7) 臨海実験所 三
  - 新潟大学理学部
  - 高知大学文理学部
  - 九州大学理学部
- (8) 病院 一
  - 大阪大学歯学部

改正の第六点は、別表第一の改正であります。これは、国立大学に置かれる職員の内定を二十八年度予算に合わせるためのものであります。改正後の定員は六万一千二百九十四名で本年度当初に比し、百五十五名の増となっております。百五十五名の内訳は、広島県立医科大学の合併によるもの六十二名、研究所設置によるもの四十九名、その他短期大学、学科及び学部附属の教育研究施設の設置等によるもの四十四名となっております。

最後に、この法律は昭和二十八年八月一日から施行することとしておりますが、これは、この法律の内容がすべて予算に關係がりますので、昭和二十八年度本予算の適用の時期に合わせたいのであります。

なお、国立短期大学は学年の途中から発足することになりますので、その修業年限及び学年の進行については、前例に従い学年の当初即ち昭和二十八年四月一日からこの法律の適用があるものとし、学生の履修上支障がないように措置いたしました。

○委員長(川村松助君) 次に教育職員

免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして説明を求めます。

○政府委員(福井勇君) 只今議題となりました教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を申述べます。

教育職員の資質の保持と向上を図るために制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、制定以来三年有半を経過いたしました。この間に於いて、各都道府県における教職員の旧免許状の新免許状への初替事務も無事終了し、又教職員の現職教育計画も各方面の理解ある協力により、極めて順調に運び、免許法の所期の目的が着実に実現されつつありますことは、誠に御同慶の至りでありました。

元来、免許法及び同法施行法は、大学における教員養成制度及び現職教育とも密接に關連するばかりでなく、教職員個人の利害にも影響するところが大きく、政府は、免許法の大改定を期して、政府は、免許法のかかる性格と同法施行後の実情とにかんがみ、これらの法律の規定を現場の事態に即せしめるように常に研究を続け、既に二回にわたり、改正案を提出したのであります。その後、各方面の要望並びに教育職員養成審議会の審議の結果、ここに第三次の改正案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の主要点について簡単に説明いたしますと存じます。

第一は、養護教諭の職務と、その需給状況とを考慮し、又保健婦、助産婦、看護婦法一部改正に伴い、養護教諭養

成機関において看護婦を再教育する従来の養成方式に関する規定の一部を改正するとともに、新たに大学においても直接に養護教諭を養成することができるとの規定を設けたことであります。

第二は、現職の教職員が、従来の現職教育のほか、教員検定試験によつても上級の免許状を受けるに必要な単位が得られるようにしたことでありました。

第三は、大学における教員養成課程については、その適否が教員の質に關係するところが大きいため、教育職員養成審議会に諮問して適当と認められた課程において教員養成を行うことにいたしましたのであります。

第四は、現職教員の便宜を考慮し、中学校又は高等学校の教諭免許状所有者は、現職教育や教員検定試験によつて修得した単位によつても免許教科を履修することができるようにしたことであります。

第五は、僻険地等における小規模の中学校高等学校等の教員養成の実情を考慮し、教員の便宜を図るため、これらの学校においては授与権者の許可を受け、教諭が免許状を有しない教科の教授をも担任できるようにしたことあります。

以上申述べましたのが教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要点であります。

何とぞ、慎重審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○政府委員(稲田清助君) 補足して御説明申し上げます。最初が免許法の一部改正についてであります。

第六条第三項と別表第四の二を新設いたしましたのは、この規定は、中学校又は高等学校の教諭が、現職教育等によつて新たに免許教科を履修することができるようになるために設けたものであります。

附則第十項を改正いたしましたのは、これは保健婦、助産婦、看護婦法の一部改正によつて、看護婦の名称が変つたことに伴うものであります。

附則第二項を新設いたしましたのは、僻険地における小規模な小学校、高等学校等の教員の便宜を図るため、授与権者の許可を受けた場合には、これらの学校の教諭が免許状を有しない教科の教授をも担任できるようにいたしましたのであります。

附則第三項を新設いたしましたのは、小学校における芸能、体育等の優秀教員の不足を補うために、これらの教科の中学校の教諭免許状を有する者がそのまま小学校の教員となることのできるようにしたことあります。

ものであります。

別表第三の改正は、養護教諭の職務とその需給状況とを考慮しまして、又保健婦、助産婦、看護婦法の一部改正による看護婦の名称等の変更に伴つて、養護教諭養成機関において看護婦を再教育する従来の養成方式に関する規定の一部を改正すると共に、新たに大学においても直接養護教諭を養成することができるよう規定を設け、養護教諭の供給を容易ならしめようとするものであります。

別表第四、別表第五、別表第七の一部を改正いたしましたのは、別表第一備考第一号の三を新たに設けて、大学の定義を明らかにしたことに伴う改正であります。

別表第四備考第一号を新設いたしましたのは、別表第四から別表第七までに規定する現職教育等による上級免許状授与の場合に単位を修得すべき大学の課程を定義したものであり、大学の正規の課程、大学院、専攻科のほか、聴講生、研究生等の課程をも含め得るようにしたものであります。

別表第四備考第二号を改正いたしましたのは、僻地等に勤務する教職員の実情を考慮し、教職員の資格向上についての機会均等をはかるため、従来の認定講習や通信教育等による現職教育のほかに、文部大臣が大学に依頼して行なう試験の合格による単位によつても上級免許状の取得ができるようにしたものであります。昔の検定試験に類するものであります。

別表第六の改正は、保健婦、助産婦看護婦法の一部改正により、看護婦の名称が変つたことに伴い行うものであります。

第七部

文部委員会會議録第二号

昭和二十八年六月二十三日

【參議院】

次に免許法施行法の改正の部分でございますが、第二条第一項の一部改正は船舶職員法の改正に伴つて条文を整理するものであります。

改正法の附則は、この法律の施行期日を明らかにしたものであります。この改正法施行の際現に大学等に在学する者については、直接関係ある改正規定の適用を除外し、改正法の適用を無理のないものにいたしましたものであります。

○委員長(川村松助君) 次に大日本育英会法の一部を改正する法律案の説明を求めます。

○政府委員(福井勇君) 只今議題になりました大日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年大日本育英会法施行以來、大日本育英会は年々著実なる発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた生徒は極めて多数に上り、国家的な育英事業として多大の成果を収めて参りましたが、その後の諸般の事情の変化に伴い、現行法の一部に必要な改正を加えることが適當であると考へ、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、大日本育英会の名称を日本育英会に改めることであり、改正の第二点は、生徒に対する貸与金の無利子、その返還期限と猶予の方法など学資の貸与の条件を、法律に明記したことであり、改正の第三点は、義務教育に從事する

る教員と高度の學術研究者を確保するため、学資の貸与を受けた者が実際にそれらの職に一定年数以上従事した場合に、その貸与金の返還を免除できる規定を新たに設けたことであり、改正の第四点は、政府が日本育英会に對し、学資の貸与に要する資金を無利子で貸付けることができることを法律に明記したことであり、改正の第五点は、日本育英会が学資の貸与を受けた者に対して貸与金の返還を免除した金額に相当する額について、政府が日本育英会に對して貸付金の償還を免除できる規定を設けたことであり、改正の第六点は、日本育英会に對する大藏省預金部からの借入金の利息及び貸与された者の死亡による日本育英会の損失に對し、政府が補助金を交付することができる規定を削除したことであり、改正の第七点は、日本育英会の役員に對する罰則について、過料の金額を現在適當であると思われる額にまで引上げたことであり、以上申し上げましたのが、本法案の提案理由及び内容の概要であります。どうか十分御審議の上、速かに御賛同下さいませよう御願ひいたします。

○政府委員(稲田清助君) 大日本育英会法の一部を改正する法律案の概要を、私から補足して御説明申し上げます。改正の第一点は、名称の変更であり、昭和十九年四月現行法施行後、諸般の情勢の変化に伴ひ、これを改めるほうが適當であると考えられておりましたが、これまでその改正を行う適當な機会がなかつたので、今回これを採り上げて、法律の題名、条

文その他關係法令中の「大日本育英会」を「日本育英会」に改めるものであります。

改正の第二点は、生徒に對する貸与金の貸与の条件を法律に明記したことであり、まして貸与金に利息を付けないこと、その返還の期限は政令で定めること及び特定の場合にその期限を猶予できることなどを規定したものであります。これら無利子と返還猶予は、從來とも実施されて来たことであり、従来とも実施されて来たことであり、その関連に對して、これを法律に明記する必要が生じたわけであり、改正の第三点は、貸与金の返還免除に關する規定を新たに設けたことであり、死亡などによる免除はこれまで実施して参りましたが、次の二つは新しい規定であります。その一つは、旧制師範学校時代の給費制度が、新制大学の設立とともに日本育英会による奨学金貸与制度に切替へられましたが、これらの貸与を受けた者が、修業後一定年数以上継続して義務教育関係の職に實際に従事した場合に、その在職年数に應じて貸与金の全部又は一部を免除する方法を講じ、必要な教員数を確保しようとするものであります。その二は、従来大学院特別研究生として、修業後高度に専門的な學術研究に従事しようとする学生に給費を与える制度がありましたが、昭和二十四年頃からこれも奨学金貸与の制度に切替へられましたので、その一同様な方法で返還を免除し、必要な研究者を確保しようとするものであります。

改正の第四点は、政府貸付金及びその無利子の規定に關するものであり、昭和二十一年に大藏省預金部から

の資金の借入れがなくなつて以來、今日まで實際に行なつて居る政府の貸付とその条件を、次に述べます。償還免除の規定との関連に對して法律に明記したものであります。

改正の第五点は、先ほど申し上げました死亡、不具廃疾者、義務教育従事者及び特別の教育又は研究の従事者に對する返還免除によつて生じる日本育英会の損失を、政府がそれに補助金を与えて補う代りに、それに相當する金額だけ政府に對する償還の義務を免除することによつて補償しようとするものであります。

改正の第六点は、現行法第二十八條第一項及び第二項の削除であります。第一項は、旧大藏省預金部からの借入金の利息に對し、政府が補助金を交付し得る規定であり、現在預金部からの借入金は、殆んどその償還を完了いたしましたので、不必要な規定として削除したのであります。第二項は、学資を貸与された者の死亡によつて生じる日本育英会の損失を、毎年度一定の方式によつて算出した政府の補助金によつて補い得る規定であり、したが、これらに對しては、前の改正の第五点で申述べました通り、政府に對する償還を免除する方法が適用されますので、不必要な規定として削除するものであります。

改正の第七点は、現行法の第六章罰則の条項中、過料の金額が制定當時のままであり、最近の類例法規にならぬ、「千円」を「三万円」に、「五百円」を「一万円」に改めることであり、

○委員長(川村松助君) 次に今期国会

の資金の借入れがなくなつて以來、今日まで實際に行なつて居る政府の貸付とその条件を、次に述べます。償還免除の規定との関連に對して法律に明記したものであります。

提出予定法律案について福田総務課長から説明を求めます。

○説明員(福田繁君) 御説明申し上げます。お手許にお配りしました資料で、「第十六国会提出予定法律案件名」というのがございますが、それに五件書いてございまして、そのほか二つばかり追加がございまして、一つは市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案でございまして、二番目は義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案でございまして、それらにつきまして御説明申し上げます。

その中で最初の一枚のほうの二、三、四、即ち国立学校設置法の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案、大日本育英会法の一部を改正する法律案、これにつきましては今政府委員から詳しく御説明がございましたので省略して頂きたいと思っております。この七件の法律案の中で、一から四までは前国会に提案をいたしましたのでございまして、解散により流れた法案でございまして、新しいものといたしましては三件でございます。

最初の、学校教育法等の一部を改正する法律案でございまして、これは現行の学校教育法等におきまして、教科用図書等の検定につきましては、教育委員会制度が布かれましたから、建前としては教育委員会において教科用図書の検定を行うようなことになっております。但し、当分の間、この教科用図書の検定につきましては、文部大臣が検定を行うということで、実際には文部大臣が教科用図書の検定を行なつて来ておるのでございまして、諸般の情勢から今後当分の間、なしに教科用図

書の検定につきましては文部大臣において検定を実施したい。それに関連いたしまして教育委員会法、私立学校法、文部省設置法の一部につきまして改正を加えようとするものでございまして、それから五番目の青年学級振興法案でございまして、これは現在全国に青年学級として開設されておりますのが約一万一千学級くらいあるわけでありまして、これらの青年学級の振興については、勤労青年教育の振興という立場から非常に重要なものでございまして、これにつきましてこの青年学級の運営なり、或いはいろいろ開設する際の講師の問題とか、資金の問題というふうな点につきまして非常に不便が多々ございまして、そういう青年学級の振興の意味からこれに或る程度助成をして行くことが、今後の青年学級の運営を円滑にするゆえんでございまして、そういう点からこの青年学級に對しまして一定の補助を与え、そうして今後の運営を円滑に行きたい、こういうふうな意味を持ちましてこれに補助その他運営に必要な諸規定を盛り込んだ根拠になる法律を制定しようという、こういう趣旨でござい

ます。それから追加のほうの一番目でございまして、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案でございまして、これは現在の法律におきましては、教職員給与の種類の中で年末手当という言葉が現われておりますが、一般の国家公務員の例によりまして、期末手当及び勤勉手当というふうになつておるのであります。従つて非常に事務的な改正でございまして、この都道府県が負担する教職員の給与の中で年末手

当を期末手当及び勤勉手当というふうな国家公務員の場合と同様に改正しようというものでございまして、それから追加の第二番目のものでございまして、義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案、これにつきまして、国及び地方を通じましてこの財政状態を鑑みまして必要な財政調整の措置がとられますまでの間臨時の措置として特例法を制定しようという趣旨でございまして、

内容につきましては、地方財政平衡交付金法によるところの基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県に對して国が負担しますところの義務教育国庫負担法の第二条によるところの国庫負担金の額から、その額を限度としまして基準財政収入額が基準財政需要額を超える額を控除しよう、こういう趣旨でございまして、これはいわゆる富裕府県の問題でございまして、東京、大阪等につきましてこの八月以降義務教育国庫負担法第二条によるところの国庫負担金を東京、大阪等につきましてこれを財政上の理由からやらないようにしよう、こういう趣旨でござい

ます。以上簡単に内容を御説明いたしました。このほかに文部省としては目下本国会に提案すべく努力をいたしておりますのは、公立学校の施設関係の法律案でございまして、これは災害復旧、戦災復旧それから義務教育年限の延長に伴うところのいわゆる基準の引上げ等の問題でございまして、併しなからこれにつきましては、まだ関係省との間に十分話し合つておりませんので、果して間に合うかどうか、その点はわ

かりませんけれども、一応そういう法案を出したいということで努力をいたしております。なお定時制の高等学校の振興のため、定時制高等学校の振興法といつたようなものを、これはでき得れば出したいということで目下努力をいたしております。併し現在確定いたしておりますのは以上申し上げました七件でございまして、

○委員(川村松助君) 本日はこの程度にいたしました。委員各位の御質問は次回の委員会にして頂きたいと思つておりますが、御異議ございませんか。【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(川村松助君) それでは委員会は一応これで閉会いたします。午前十一時七分散會

五月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、理科教育振興に関する請願(第一一九号)

一、市町村専任教育長設置に関する陳情(第六号)

一、県立島根農科大学を国立大学に移管するの陳情(第一六号)

第一一九号 昭和二十八年五月二十二日受理

理科教育振興に関する請願

請願者 東京都港区立愛宕中学校内 野口彰

紹介議員 相馬助治君

わが国が経済的に自立するためには産業の興隆と輸出の好転が必要であり、これを實現するためには科学技術の向上に負うところが大きく、また科学技術の向上は理科教育の徹底が肝要であるから、小、中学校時代から理科教

育の本質である実験、観察、実習を強化して科学技術の根幹を培い、あわせて科学的なものの考え方と処理の態度とを養わねばならぬ。しかるに中学校は創設後なお日淺く施設および設備はまことに貧弱であるから、これを充実させるため国会においては、特に理科教育振興を国策として取り上げられ、強力な方策を実施せられたいとの請願。

第六号 昭和二十八年五月二十一日受理

市町村専任教育長設置に関する陳情

陳情者 長崎市袋町三一長崎県町村議會議長会内 浦口淳一

地方教育委員会制度が実施されるに伴い、市町村に専任の教育長を置くことを原則とする法規が制定されたのであるが、本法は地方の必迫した財政状態を顧みないのみか、自治体の自主性を法規によつて抑圧滅殺するもので、いわゆる官僚の天降り式制度であるから、専任教育長の設置は市町村の任意で決定するように関係法規をすみやかに改正されたいとの陳情。

第一六号 昭和二十八年五月二十二日受理

県立島根農科大学を国立大学に移管するの陳情

陳情者 島根県議會議長 中島竜一

県立島根農科大学は、農林生産界をもつて立つ山陰地方殊に本県におけるが如く生産経営面の旧態を改善進歩せしめるため、昭和二十六年県民の要望になつて創立されたもので、最近ようやく校舎も一応整備され教授陣容もま

た充実されつつあるが、研究施設面においては県財政ひつ迫の折柄真に大学教育にふさわしい整備をすることは極めて困難であつて、学生の研究上多大の支障をきたしていることは遺憾であるから、本大学を国立大学に移管せられたいとの陳情。

六月六日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願(第一四八号)
- 一、中学校教育の充実強化に関する請願(第一四九号)
- 一、学校給食の強化拡充に関する陳情(第二三号)

第一四八号 昭和二十八年五月二十三日受理  
公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願  
請願者 山形県議会議長 加藤 富之助

紹介議員 海野三朗君  
公立学校施設整備費については鋭意努力しつつあるが、最低限度の施設の確保にもほど遠く、とくに山形県は天恵に薄く純農産地帯として公私の経済力がはなはだ低く極度に枯渇している本県財政のわくでは到底多額の整備費をまかなうことは極めて困難な状況にあるから、公立学校施設整備費の国庫補助予算を増額せられたいとの請願。

第一四九号 昭和二十八年五月二十三日受理  
中学校教育の充実強化に関する請願

請願者 東京都荒川区立第一中学校内 高田卓郎外一名

紹介議員 相馬助治君 高田なほ子君

中学校教育の使命の重大性にかんがみ、教育運営の最少限度の措置として、(一)中学校において普通教室(一人当り〇・七坪)を確保し、一人当り一、二六坪の特別室の設置に対する予算措置を講ずること、(二)産業教育振興法による中学校への国庫補助増額、(三)理科教育振興法を制定し中学校への大幅補助、(四)教員給与準則は現行法の二本建を継続実施、(五)中学校教員の養成機関を確立し教師としての教養と資質の向上を図ること、(六)教員の定数増加、(七)義務教育無償の原則により教材費の国庫補助を大幅に増額し父兄の負担軽減を行うこと、(八)義務教育費については現行義務教育国庫負担法を完全に実施しさらにこれを改善して予算の増額を図ること、等を実現せられたいとの請願。

第二三三号 昭和二十八年五月二十三日受理  
学校給食の強化拡充に関する陳情  
陳情者 三重県津市柳山津高校 内三重県PTA連絡協議会内 千葉胤一

終戦以来父母、教師その他関係者の首肯たる努力の結果漸次強化拡充の方向に進みつつあつた学校給食は、昨年度以外にも国家予算の大削減をこうむりその運営は極めて困難な状態に追い込まれておるが、青少年の体位の向上と教育の機会均等の見地から、(一)昭和二十八年年度予算編成に際して小麦粉、ミルク六百万人分全額国庫負担を予算化すること、(二)貧困家庭児童に対する給食費補助の拡充強化および給

食資材の免減税の実施、(三)義務教育児童生徒に対する完全学校給食全額国庫負担を基礎とする学校給食法の立法化、等学校給食の強化拡充を図られたいとの陳情。

六月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 一、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案  
国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表北海道大学の項中「法経学部」を「法学部」に改め、同表東京工業大学の項中「東京工業大学附属高等工業教員養成所」を削り、同表富山大学の項中「教育学部」を「教育学部」に、同表大阪大学の項中「法経学部」を「法学部」に、同表奈良女子大学の項中「理家政学部」を「理学部」に、同表広島大学の項中「理学部」を「医学部」に改める。

第三条の三の表中

千葉大学工業短期大学部	千葉県	千葉大学
名古屋工業短期大学部	愛知県	名古屋工業大学
京都工業繊維維新大学工業短期大学部	京都府	京都工業繊維維新大学

群馬大学工業短期大学部	群馬県	群馬大学
千葉大学工業短期大学部	千葉県	千葉大学
電気通信大学短期大学部	東京都	電気通信大学
静岡大学工業短期大学部	静岡県	静岡大学
名古屋工業大学短期大学部	愛知県	名古屋工業大学
滋賀大学経済短期大学部	滋賀県	滋賀大学
京都工業繊維維新大学工業短期大学部	京都府	京都工業繊維維新大学
山口大学工業短期大学部	山口県	山口大学

第四条の見出しを「(大学附置の研究施設に)」改め、同条の表中

伝染病研究所	東京都	伝染病その他の病原の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
東京天文台	東京都	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、曆書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
地震研究所	東京都	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに地震、爆風及び地震探検法に関する事項の研究
東洋文化研究所	東京都	東洋文化に関する総合研究
理工学研究所	東京都	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
社会科学研究所	東京都	社会科学に関する総合研究
新聞研究所	東京都	新聞及び時事に関する出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
史料編さん所	千葉県	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
生産技術研究所	千葉県	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

伝染病研究所	伝染病その他の病原の検査並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
東京天文台	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、曆書編纂、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
地震研究所	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに地震、爆風及び地震探検法に関する事項の研究
東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
新聞研究所	新聞及び時事についての出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、従事しようとする者の指導及び養成
史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
応用微生物研究所	応用微生物に関する学理及びその応用の研究
生産技術研究所 千葉県	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

同表中	岡山大学	温泉研究所
鳥取県	温泉に関する学理及びその応用の研究	岡山大学
農	岡山大学	農
温	岡山大学	温
業生物研究所	岡山県	農業生物に関する学理及びその応用の研究
泉研究所	鳥取県	温泉に関する学理及びその応用の研究

大学の名称	研究施設の名称	位置	目的
東京大学	宇宙線観測所	野良	宇宙線の観測及び研究
京都大学	基礎物理学研究所	都府	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

第五案の表北海道大学の項中「農学部 植物園、農場、演習林」を「農学部 植物園、農場、演習林、畜産部 家畜病院」に改め、同表岩手大「農場、家畜病院」に、同表岩手大

学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表東北大学の項中「助産婦学校」を「助産婦学校、診療エックス線技師学校」に、同表東京大学の項中「看護学校」を「看護学校、脳研究施設」に、「演習林」を「演習林、牧場、家畜病院」に、同表東京医科歯科大学の項中「看護学校」を「看護学校、農村厚生医学研究施設」に、同表東京農工大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表新潟大学の項中「教育学部 小学校、中学校、幼稚園」を「教育学部 小学校、中学校、幼稚園、幼理学部 臨海実験所」に、同表岐阜大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表大阪大学の項中「医学部 病院、病院分院、看護学校、助産婦学校、診療エックス線技師学校」を「医学部 歯学部 歯学」に改める。

同表広島大学の項中「理学部 臨海実験所」を「理学部 臨海実験所、水産学部 農場」に、同表山口大学の項中「農場」を「農場、家畜病院」に、同表高知大学の項中「教育学部 小学校、中学校」を「文理学部 臨海実験所、教育学部 小学校、中学校」に、同表九州大学の項中「医学部 病院、看護学校、助産婦学校、結核研究施設」を「理学部 臨海実験所、医学部 病院、看護学校、結核研究施設」に改める。

育大学の項中「一、一三七人」を「一、一四八八人」に、同表電気通信大学の項中「一四五人」を「一四七一人」に、同表新潟大学の項中「一、四五一一人」を「一、四五三三人」に、同表福井大学の項中「三六〇人」を「三六一一人」に、同表静岡大学の項中「七七六人」を「七七七七人」に、同表名古屋大学の項中「一、九八一人」を「一、九八五人」に、同表滋賀大学の項中「二九五人」を「二九六六人」に、同表京都大学の項中「三、三〇二人」を「三、三〇七人」に、同表大阪大学の項中「二、六一七人」を「二、六二一人」に、同表神戸大学の項中「九九五人」を「九九八八人」に、同表岡山大学の項中「一、三八一人」を「一、三八三三人」に、同表広島大学の項中「一、三三九人」を「一、四〇二人」に、同表山口大学の項中「六八二人」を「六八三三人」に、同表高知大学の項中「三六五人」を「三六六六人」に改める。

附則  
この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、第三条の三の改正規定は、修業年限及び学年の進行に関しては、同年四月一日から適用する。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案  
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案  
（教育職員免許法の一部改正）  
第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

3 以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行ふ教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行ふ。この場合における、学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の二の定めるところによつて行わなければならない。

附則第八項を次のように改める。

10 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による准看護婦の免許を受けた者、同法第五十三條第一項の規定に該当する者又は同法第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五條第三項の規定にかかわらず、その者が同法第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

附則第七項を附則第九項とし、附則第二項から附則第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教

諭は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該学校又は当該中学校若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

3 音楽、図画工作、保健体育又は家庭の教科については中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授を担任する小学校の教諭又は講師となることができる。

別表第一の備考第一号中「大学」並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。」において、「（学生受講者を含む。）が、」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二 この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める課程において修得したものでなければならない。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。）

一の三 この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣がこれらの課程に相当すると認める他の課程をいう。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。）

別表第一の備考第三号中「場合をいう。」を「場合をいう。（別表第四の二の場合においても同様とする。）」に改める。

別表第二

免許状の種類	所要資格	
	基礎資格	専門科目
一級普通免許状	イ 学士の称号を有すること。 ロ 保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により保健婦助産婦看護婦養成機関に半年以上在学すること。 ハ 保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により保健婦助産婦看護婦養成機関に一年以上在学すること。	一〇 一 一二 八
二級普通免許状	イ 保健婦助産婦看護婦法第五十一條第一項の規定に該当すること又は同法第三項の規定により免許を受けていること。 ロ 保健婦助産婦看護婦法第五十一條第一項の規定に該当すること又は同法第三項の規定により免許を受けていること。 ハ 保健婦助産婦看護婦法第五十一條第一項の規定に該当すること又は同法第三項の規定により免許を受けていること。 ニ 保健婦助産婦看護婦法第五十一條第一項の規定に該当すること又は同法第三項の規定により免許を受けていること。	一八 三〇・一〇
仮免許状	文部大臣の指定する養成教諭養成機関に一年以上在学し、三十単位以上を修得すること。	六 一八 六

別表第四の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認め

られることを必要とする最低修得単位」を「大学における最低修得単位

数」に改め、同表の備考第一号を第一号の二とし、同表の備考に第一号として次の一号を加える。

一 この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣が適当と認める他の課程をいう。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

別表第四の備考第三号を次のように改める。

三 大学において単位を修得することが困難な者については、文部大臣の指定する養成教諭養成機関における単位の修得、文部大臣の認定する講習若しくは通信教育による単位の修得又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格による単位の修得をもつて、大学における単位の修得に替えることができる。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

別表第四の次に別表第四の二として次のように加える。

別表第四の二

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格 受けよ うとする他 の教科につ いての免許 状の種類	一以上の教科について有する ことを必要とする第一欄に掲 げる学校の教員免許状の種類	大学における最低修 得単位数 専 門 科 目 教 科 関 係 教 職 関 係
一級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通 免許状	乙甲 一三〇 一三〇
二級普通免許状	二級普通免許状又は二級普通 免許状	乙甲 一三〇 一三〇
仮免許状	一級普通免許状、二級普通免 許状又は仮免許状	一〇 三
一級普通免許状	一級普通免許状	乙甲 二五八 二五八
二級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通 免許状	乙甲 一三〇 一三〇
仮免許状	一級普通免許状、二級普通免 許状又は仮免許状	一〇 三
一級普通免許状	一級普通免許状	乙甲 二五八 二五八
二級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通 免許状	乙甲 一三〇 一三〇
仮免許状	一級普通免許状、二級普通免 許状又は仮免許状	一〇 三

備考 学力の検定は、第三欄によるものとする。  
別表第五の第三欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。  
別表第六を次のように改める。

別表第六

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 受けよ うとする他 の教科につ いての免許 状の種類	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有する者	大学又は文部大臣の指定する者
一級普通免許状	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有する者	大学又は文部大臣の指定する者
二級普通免許状	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有する者	大学又は文部大臣の指定する者

論 教 護 養	備 考
仮 免 許 状	この表の仮免許状の項第二欄中ハ及びニに掲げる基礎資格を有する者に仮免許状を授与する場合については、第五條第一項第二号の規定は、適用しない。 この仮免許状を授与せられた者に二級普通免許状を授与する場合及びその者に更に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。 二 この表の仮免許状の項第二欄中イに掲げる基礎資格を有し仮免許状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合にハ、ニ級普通免許状の項第三欄に掲げる在職年数に関する証明は、要しない。
イ 保健婦助産婦看護婦の免許を受けていること。	イ 保健婦助産婦看護婦の免許を受けていること。
ロ 高等学校(旧中等学校)を卒業し、保健婦助産婦看護婦の免許を受け、同法第三十三條第一項の規定により免許を受けていること。	ロ 高等学校(旧中等学校)を卒業し、保健婦助産婦看護婦の免許を受け、同法第三十三條第一項の規定により免許を受けていること。
ハ 保健婦助産婦看護婦法第五十一條及び第五十三條の規定に該当すること。	ハ 保健婦助産婦看護婦法第五十一條及び第五十三條の規定に該当すること。
ニ 養護教諭の臨時免許状を有すること。	ニ 養護教諭の臨時免許状を有すること。

備考 一 この表の仮免許状の項第二欄中ハ及びニに掲げる基礎資格を有する者に仮免許状を授与する場合については、第五條第一項第二号の規定は、適用しない。  
この仮免許状を授与せられた者に二級普通免許状を授与する場合及びその者に更に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。  
二 この表の仮免許状の項第二欄中イに掲げる基礎資格を有し仮免許状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合にハ、ニ級普通免許状の項第三欄に掲げる在職年数に関する証明は、要しない。

別表第七の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

教「に改める。  
〔教育職員免許法施行法の一部改正正〕  
第二条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項の表第二十号の上欄中「(明治二十九年法律第六十八号)第三條」を「昭和二十六年法律第四十九号)第五條」に、同表第二十号の五の上欄中「第三條」を「第五條」に、「又は甲種一等機関士」を「若しくは甲種一等機関士」に、「実地の経験を有する者」を「実地の経験を有する者又は甲種船長若しくは甲種機関長の海技免許状を有する者」に改める。

附 則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に大学、教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学し、又は既にこれを卒業した者については、教育職員免許法第五條別表第一の備考第一号の二並びに同別表第三中在職年数及び最低修得単位数に関する部分の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

六月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。  
一、大日本育英会法の一部を改正する法律案  
大日本育英会法の一部を改正する法律案。  
大日本育英会法の一部を改正する法律案。  
大日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
日本育英会法  
第一条から第四条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。  
第五条第一項中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「勅令」を「政令」に改める。  
第七條から第十一條まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。  
第十五條中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、「職員ハ」の下に「罪則ノ適用ニ付テハ」を加える。  
第十六條中「大日本育英会」を「日本育英会」に改め、同條の次に次の二條を加える。  
第十六條ノ二 前條第一項第一号ノ



規定ニ依ル貸与金ニハ利息ヲ附セズ

前項ノ貸与金ノ返還ノ期限ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム但シ日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者が災害又ハ傷病疾病ニ因リ其ノ貸与金ノ返還困難トナリタルトキ其ノ他政令ノ定ムル事由アルトキハ其ノ返還ノ期限ヲ猶予スルコトヲ得

第十六条ノ三 日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得一 死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキ

二 修業後一定年数以上継続シテ義務教育ニ関スル教育職員ノ職ニ在リタルトキ  
前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第十七条中「前条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。  
第十八条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。  
第十九条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第三号中「信託会社」を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム銀行」に改める。

第二十条から第二十六条まで中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第七部 文部委員会會議録第二号 昭和二十八年六月二十三日 【参議院】

第二十六條の次に次の一条を加ふる。  
第二十六條ノ二 政府ハ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ日本育英会ニ対シ

第十六条第一項第一号ノ業務ニ要スル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得  
前項ノ貸付金ニハ利息ヲ附セズ政府ハ日本育英会ガ第十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸与金ノ返還ヲ免除シタルトキハ日本育英会ニ対シ其ノ免除シタル金額ニ相当スル額ノ貸付金ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

第二十八條 政府ハ日本育英会ニ対シ第十六条ニ規定スル業務ニ関シ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得  
第二十九條中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「千円」を「三万円」に改める。

第三十條の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に、同条第一号中「勅令」を「政令」に改める。  
第三十一條中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の日本育英会法第十六条ノ二及び第十六条ノ三の規定は、この法律施行前に貸与した貸与金についても適用する。  
3 改正後の日本育英会法第二十六条ノ二第二項及び第三項の規定は、この法律施行前に貸し付けた貸付金についても適用する。  
4 この法律施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第七号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に、同条第十八号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第二十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会法」を「日本育英会法」に改める。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第五条第六号ノ八中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

7 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第三条第十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第四条第四号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

9 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第二百九十六条中「町村職員恩給組合連合会」の下に「日本育英会」を加ふる。  
第七百四十三条第三号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

六月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校給食法制定に関する請願（第五七五号）（第五七六号）（第六四八号）  
一、学校図書館法制定に関する請願（第六二〇号）（第六二二号）  
一、中学校教員養成機関の合理化に関する請願（第六二二号）  
一、老朽危険校舎の早期解消に関する請願（第六七二号）  
一、府県経営産業教育機関に対する全額国庫負担の請願（第六七二号）  
一、義務教育費国庫負担に関する陳情（第一〇五号）  
一、公立学校施設復旧費国庫負担に関する陳情（第一〇六号）  
一、修身書復活に関する陳情（第一二二号）

第五七五号 昭和二十八年六月八日受理  
請願者 岡山市門田 横山正人  
紹介議員 加藤 武徳君  
学校給食は民主教育の見地から学童の体位向上、機会均等ならびに栄養改善のためきわめて重要な国家的事業であるが、これが順次低調になりつつある現況にあるから、学校給食恒久継続の措置としてすみやかに学校給食法を制定せられたいとの請願。

第五七六号 昭和二十八年六月八日受理  
請願者 岡山県児島郡灘崎町大字川張灘崎小学校PT  
A内 星島逸雄  
紹介議員 加藤 武徳君  
学校給食法制定に関する請願

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第六四八号 昭和二十八年六月九日受理  
請願者 岡山県真庭郡久世町大字鍋屋六 松原尙外四名  
紹介議員 加藤 武徳君  
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第六二〇号 昭和二十八年六月八日受理  
請願者 東京都中央区京橋昭和小学校内全国学校図書館協議会内 阪本一郎  
紹介議員 木村 守江君  
学校図書館は、学校教育の根幹であり、その設置ならびに充実のいかんは教育の成否に關係するところが極めて大であるが、その前途にはなお幾多のあい路が横たわり、多くの学校は未設置のまままで放置されあるいはその運営に難航を重ねている現状であるから、（一）学校図書館の費用を公費によつてまかなうことのできるよう財政的措置を講ずること、（二）学校図書館に専任の司書教諭ならびに専任の事務職員をおくこと、（三）司書教諭養成の方途を確立すること、（四）各教育委員会に学校図書館専任の指導主事をおくこと等の実現のため学校図書館法を制定するよう図られたいとの請願。

第六二二号 昭和二十八年六月八日受理  
請願者 東京都港区立愛宕中学校  
学校図書館法制定に関する請願

校内全日本中学校長会  
内 野口彰  
紹介議員 鎌木 亨弘君  
この請願の趣旨は、第六二〇号と同じである。

第六二二号 昭和二十八年六月八日受理  
中学校教員養成機関の合理化に関する請願  
請願者 東京都港区立愛宕中学校  
校内全日本中学校長会  
内 野口彰

紹介議員 鎌木 亨弘君  
中学校における教育は、国民一般の完成教育を目指すものでその指導にあたる教員その人の如何によつて左右されるから、中学校教員養成機関を改善し、教員の資質を高め、各学科目ならびにその必要人数につき適正妥当な計画的養成を地方中央を通じて実現せられたいとの請願。

第七七一号 昭和二十八年六月十一日受理  
老朽危険校舎の早期解消に関する請願  
請願者 新潟県議会議長 兎玉 龍太郎外七名  
紹介議員 北村 一男君

全国公立学校の内、建築基準法第十条により使用禁止または使用制限の行政処分をうけている危険校舎は、現在四十八万坪と推定され、さらにこれと同程度に危険なものとして、文部省に報告のものを合せば二百十三万坪に及んでいるが、地方財政が著しく窮乏している現状にあるため、到底地方公共団体のみの力で早期改築を図ることは困難であるから、二分の一の国庫補助を行うとともに、国庫補助以外の財源

は全額起債を認め、かつその対象は一律に経過年数によることなく、積雪寒冷地帯における耐用年限等の特殊事情による危険の度を勘案の上、実施せられたいとの請願。

第七七二号 昭和二十八年六月十日受理  
府県経営産業教育機関に対する全額国庫負担の請願  
請願者 新潟県議会議長 兎玉 龍太郎外七名  
紹介議員 北村 一男君

産業に関する知識を修得した中学校、高等学校および大学卒業生の実際的技術は不十分な面が多いから、これを充実するため府県において経営する特殊産業教育機関に対して全額国庫負担とする途を講ぜられたいとの請願。  
第一〇五号 昭和二十八年六月八日受理  
義務教育費国庫負担に関する陳情  
陳情者 大阪府議会議長 野出 相三

政府は今回義務教育費国庫負担法による教職員給与費半額負担を一部府県について除外する措置を講ずるよう聞くが、一部府県に対し財政調整に口実をもうけて、その取扱いを異にすることは国家責任を回避するものであるから義務教育国庫負担制度の本旨を貫き現行通り国庫負担を完全に実施せられたいとの陳情。  
第一〇六号 昭和二十八年六月九日受理  
公立学校施設戦災復旧費国庫負担に関する陳情(二通)  
陳情者 茨城県日立市長 高嶋 秀吉外一名

戦災を受けた全国小学校の復旧は、終戦後七年間を経過した今日わずかに四十一パーセントに過ぎず、昭和二十五年度からはこれら復旧に対する国庫補助が打ち切れ何等特別の措置を講じられないままにある上、戦災都市への復旧者は急激に増加し、殆んど戦前の規模に到達したため、戦災学校の未復旧は、義務教育施設の不足をきたし、二部授業および過剰収容授業等の不正常授業の学級数が増加しているから、すみやかに公立学校施設戦災復旧費国庫負担法を立法化せられたいとの陳情。

第一二二号 昭和二十八年六月十日受理  
修身書復活に関する陳情  
陳情者 岡山県都窪郡妹尾町大字妹尾 大原松太郎  
社会の平和と幸福を実現するため、人道としての倫理教育が最も必要であるから、国定教科書として修身書の復活を実現せられたいとの陳情。